

# 官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目

(令和4年改定)

平成10年6月19日 建設省営計第59号  
最終改定 令和4年3月30日 国営施第13号

この細目は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が、官庁施設の事業評価を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目

### 第1 目的

本細目は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成30年3月30日付け国官総第287号、国官技第305号）第6の4に基づき、官庁営繕事業の再評価（以下「再評価」という。）を実施するための運用を定め、もって官庁営繕事業における再評価の適正な実施に資することを目的とする。

### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

国土交通省所管予算（官庁営繕費）に係る官庁営繕事業のうち、新営事業を対象とする。ただし、原則として、国土交通省所管予算（官庁営繕費）以外の予算と合わせて実施する新営事業は対象外とする（合同庁舎整備事業を除く）。

### 第3 再評価を実施する事業

1. 再評価を実施する事業は、事業採択された事業のうち、次の（1）から（4）のいずれかに該当する事業とする。

「事業採択」とは「建物本体の事業費の予算化」をいう。

なお、本細目において「建物本体の事業費」とは、建物本体に係る設計費及び工事費のいずれか又は両方を含む費用をいい、敷地調査費は単独では建物本体の事業費には当たらないものとする。また、建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画（建物本体の規模等）が確定した事業については、当該事業計画が確定した年度の当初に事業採択されたものとする。

（1）事業採択後3年間が経過した時点で未着工（用地買収手続、工事ともに未着手のことをいう。）の事業。

（2）事業採択後5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。以下同じ。）の事業。

（3）再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は3年間が経過した時点で未着工の事業。

（4）社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業。ただし、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等による再評価の実施の必要が生じているか否か、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、次の視点に基づき、再評価の実施主体の長又は官庁営繕部長が判断する。

①事業採択の際の前提条件の変化

・事業実施に係る需要の見込みの変化

- ・事業場所に関する都市計画の変更
- ・関連する事業の中止・休止等
- ・技術革新
- ・その他事業実施に係る重大な要因の発生

## ②地元情勢

- ・事業に係る地元の理解、協力等の状況

2. 原則として事業採択された際の建物（建物群として事業採択された場合はその建物群）を1つの事業単位とする。

## 第4 再評価の実施、結果等の公表及び関係資料の保存

1. 再評価の実施手続は、次のとおりとする。

- (1) 再評価の実施主体は、国土交通省官庁営繕部（以下「本省」という。）が行う事業にあつては本省とし、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等とする。
- (2) 再評価に係る担当部署は、本省にあつては計画課、地方整備局にあつては営繕部計画課、北海道開発局にあつては営繕部営繕計画課及び沖縄総合事務局にあつては開発建設部営繕課とする。
- (3) 再評価の実施時期は、第3の1に掲げる（1）、（2）及び（3）に該当する事業について、原則として、それぞれ事業採択後3年目の年度、事業採択後5年目の年度及び再評価実施時から5年後（継続中の場合）又は3年後（未着工の場合）の年度の1月末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (4) 本省が行う事業の再評価にあつては、本省は再評価の実施に必要となるデータの収集等を行い、事業評価監視委員会の意見を聴いて、当該事業の継続の方針又は中止の方針（以下「対応方針」という。）を決定する。
- (5) 地方支分部局等が行う事業の再評価にあつては、地方支分部局等は再評価の実施に必要となるデータの収集等を行い、事業評価監視委員会の意見を聴いて対応方針（案）を決定し、決定理由等を添えて本省に提出する。本省は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2. 再評価の結果、対応方針等の公表は次のとおりとする。

本省は、原則として評価を実施した年度の1月末までに再評価の結果、対応方針等を公表する。

ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業につ

いては、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3. 関係資料の保存は次のとおりとする。

再評価に係る担当部署は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

**第5 再評価の手法**

1. 再評価の手法は、別に定める。
2. 再評価の手法は、本省において公表する。

**第6 その他**

1. 特定国有財産整備計画に基づく新営事業のうち合同庁舎整備事業については、本細目に準じた評価を行う。
2. 本細目は、令和4年4月1日から施行する。